

# 宅造・開発申請手数料一覧

## 1 宅地造成及び特定盛土等規制法の工事の許可申請手数料

### ア 宅地造成等工事許可申請手数料

(県) 10,000 m<sup>2</sup>以上は広島県知事の許可となるため、県の納付書による納付となります。(単位：円)

切土、盛土又は土砂の堆積をする土地の面積(m <sup>2</sup> )	500以内	500を超え 1,000以内	1,000を超え 2,000以内	2,000を超え 5,000以内	5,000を超え 10,000未満 (10,000：県)	10,000を超え 20,000以内 (県)	20,000を超え 40,000未満 (県)	40,000を超え 70,000以内 (県)	70,000を超え 100,000以内 (県)	100,000を超え を超えるもの (県)
手数料の額(円)	14,000	26,000	38,000	58,000	82,000	140,000	210,000	310,000	410,000	510,000

### イ 宅地造成等工事変更許可申請手数料

変更に係る部分の切土、盛土又は土砂の堆積をする土地の面積について、「ア」の表で示す面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる手数料と同一の額

## 2 開発行為許可申請等の手数料

(単位：円)

		0.1ha未満	0.1ha以上 0.3ha未満	0.3ha以上 0.6ha未満	0.6ha以上 1.0ha未満	1.0ha以上 3.0ha未満	3.0ha以上 6.0ha未満	6.0ha以上 10.0ha未満	10.0ha以上	備考	
新規	①自己の居住用のもの	8,900	22,000	44,000	89,000	130,000	180,000	220,000	310,000		
	②自己の業務用のもの	13,000	31,000	67,000	120,000	200,000	270,000	350,000	490,000		
	③上記①、②以外のもの	89,000	130,000	200,000	270,000	400,000	520,000	670,000	900,000		
変更許可	ア. 設計の変更 イのみに該当する場合 を除く	自己の居住用	890	2,200	4,400	8,900	13,000	18,000	22,000	31,000	
		自己の業務用	1,300	3,100	6,700	12,000	20,000	27,000	35,000	49,000	
		上記以外	8,900	13,000	20,000	27,000	40,000	52,000	67,000	90,000	
	イ. 新たな土地の編入に係る変更	自己の居住用	8,900	22,000	44,000	89,000	130,000	180,000	220,000	310,000	新たに編入される開発区域の面積に応じ
		自己の業務用	13,000	31,000	67,000	120,000	200,000	270,000	350,000	490,000	
		上記以外	89,000	130,000	200,000	270,000	400,000	520,000	670,000	900,000	
ウ. その他の変更		10,000									
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地の建築等許可申請		7,100	19,000	40,000	71,000	99,000					
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請(都市計画法41条)					47,000						
予定建築物等以外の建築等許可申請(都市計画法42条)					27,000						
開発許可を受けた地位の承継承認申請(都市計画法45条)					①自己の居住用のもの、1ha未満の自己の業務用のもの					1,800	
					②1ha以上の自己の業務用のもの					2,800	
					③上記①、②以外のもの					18,000	
開発登録簿の写しの交付申請(都市計画法47条)					用紙1枚につき				480		

(注) 開発行為変更許可申請手数料の合計金額は、ア. イ. ウの変更を1件の申請を行う場合は、90万円を限度とする。